

I 計画策定のねらい 及び計画の枠組み

1 計画策定のねらい ―なぜ計画をつくるのか―

(1) 地域福祉活動計画とは

- 地域福祉活動計画（以下、「計画」という。）とは、住民が直面している様々な生活課題・地域課題について、地域に暮らす住民が理解・共有し、住民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動を推進するための民間の活動・行動計画です。
- 地域福祉活動を展開することにより、子どもからお年寄りまで、障害がある人もない人も、地域に暮らすすべての人が、住みなれたまちにおいて、安心して、いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。
- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、全国社会福祉協議会から「地域福祉活動計画策定指針」（平成 15 年 11 月）が示されました。社会福祉法^{*}の施行により、地域福祉推進の重要性が明確になったこと、社会福祉協議会（⇒28 ページ）が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられたこと等を受けての指針です。
- 同指針を抜粋すると、地域福祉活動計画は、「住民の参画による策定を進める」「自発的・民間性を持った多様な活動を尊重し、活動相互の協働や認知を促進する」「住民の意識や態度の変容の動機づけを図る」計画とする視点等が重要であると記されています。
- この計画は、同指針及び葛飾区における地域課題等を踏まえつつ策定するとともに、今後の地域福祉及び地域福祉活動の推進にあたり、区民・関係機関・社会福祉協議会・区の役割を明確化し、区民等が主体となる地域福祉活動の広がりを方向づける計画として策定します。

※社会福祉法

福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。社会福祉事業法の改正に伴い、社会福祉法と名称変更され、平成 12 年に公布されました。

(2) なぜ地域福祉活動計画策定は必要なのか

①これまでの地域福祉活動

- 平成7年11月に「みんなで進める福祉のまちづくり ―葛飾区社会福祉協議会 地域福祉活動計画―」が策定され、社会福祉協議会等が中心となって地域福祉活動の推進が図られてきました。
- 介護保険制度^{*}や障害者自立支援法^{*}にもみられるように、福祉サービス利用のしくみは、「措置」^{そち}から「契約」へと移行する中で、利用者が安心してサービスを受けられるような、利用者支援の取り組みが進められてきました。
- 住民参加型福祉サービスによる支えあい活動が広く展開され、ボランティア活動参加者も着実に増加するなど、一定の成果をあげています。

※介護保険制度

介護保険法にもとづき平成12年から始まった社会保険制度。高齢者介護の社会化、利用者の主体的なサービス選択の推進、保健・医療・福祉サービスを総合的に受けられるしくみの創設、多様なサービス提供主体の整備の推進などが図られています。平成18年に介護予防を重視した見直しが行われました。

※障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、それまでの障害者支援費制度に代わり、平成18年4月から施行された障害者福祉施策の基となる法律。障害の種類にかかわらず、共通の制度による福祉サービスの提供、サービス提供主体の市町村への一元化、一般就労への移行を目的としたしくみの創設、原則1割負担の導入、財政についての国の義務的負担の明確化などが盛り込まれています。平成18年10月1日から本格施行されました。

※措置

行政がその職権でサービスの必要性等を判断し、提供するサービスの種類や提供機関を決定するしくみ。

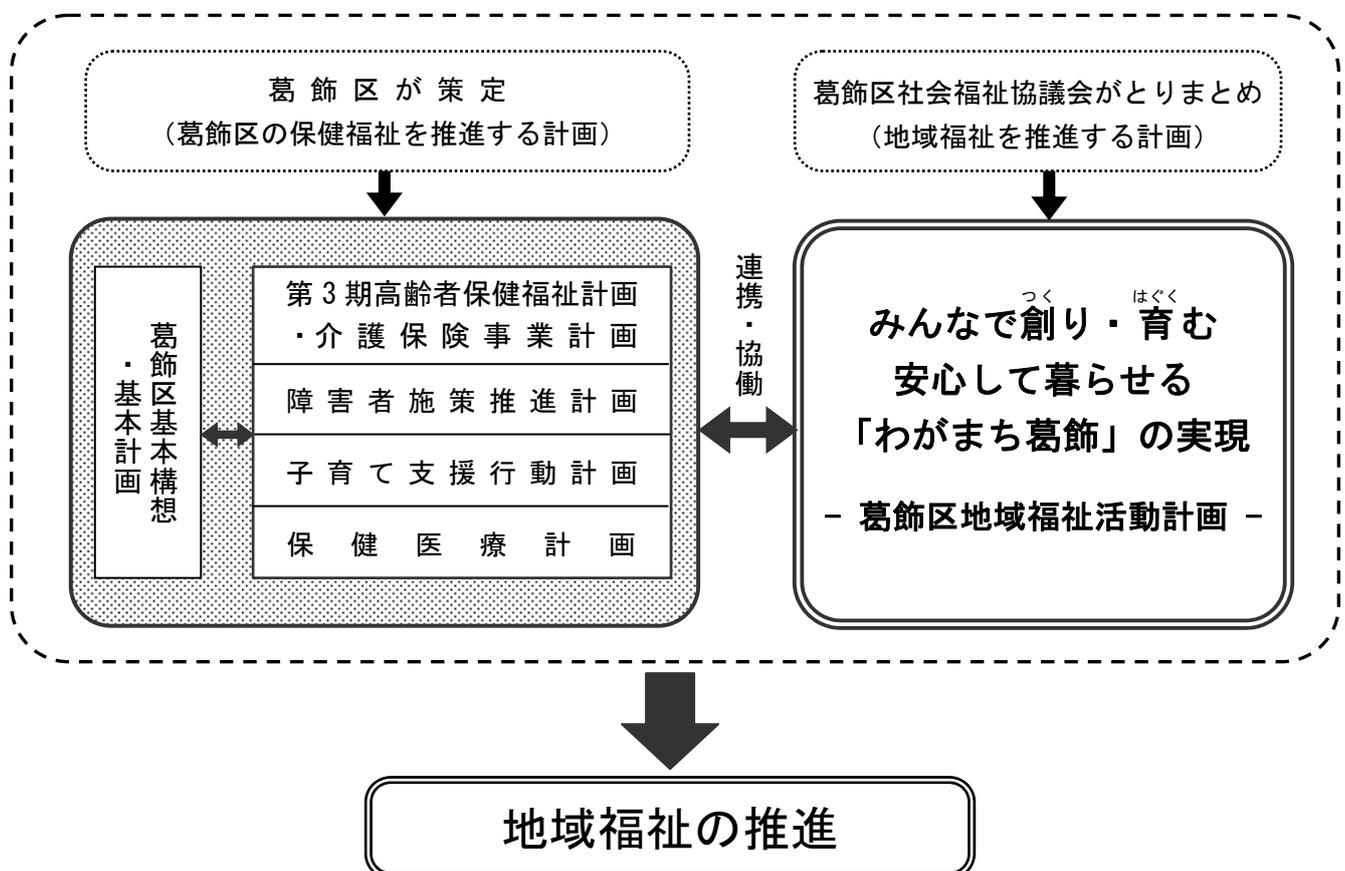
②新たな生活課題・地域課題に対応した活動の推進を

- 私たちの暮らしをとりまく生活環境は変化し続けており、同時に生活課題・地域課題も多様化・複雑化、そして個別化しています。
- ひとり暮らしや夫婦だけで暮らす高齢者の増加、子どもたちの安全を脅かす出来事の高発、障害のある人たちの自立支援、災害に対する不安の増大など、簡単には解決できない問題が山積みとなっています。
- 多様化・複雑化・個別化した課題は、行政だけで解決することが困難な場合があり、時には区民・関係機関・行政が協力しあって、またある時には区民自らの工夫と支えあいで解決を図っていかざるを得ないことも考えられます。
- 再度、「わがまち葛飾」を見つめ直し、新たに浮かび上がってきた、あるいは今まで互いに共有できていなかった生活課題・地域課題を明確にし、それらの課題をどう解決したらいいのかを明らかにすることを目的に、この計画を策定しました。

2 計画の性格 —どのような位置づけなのか—

(1) 区の計画との関係

- この計画は、区民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動のあり方、活動内容の明確化、区民・関係機関・行政の協働のあり方などを示すことで、地域福祉を推進しようとする計画です（下図右）。
- 葛飾区には、行政による分野別の保健福祉関連計画があり（下図左）、それらを中心に保健福祉施策の展開、さらには地域福祉の推進が図られています。
- この計画と葛飾区が策定している行政による分野別保健福祉関連計画は、どちらも「地域に暮らすすべての人が、住みなれたまちにおいて、安心して・いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現」をめざし、互いに補完・補強しあう計画であることから、それぞれ連携・協働して地域福祉を推進することとなります。



(2) 区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方

- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、生活課題・地域課題を明確にすると同時に、区民・関係機関・行政は、それら課題の解決に向けて何をすべきなのか、何ができるのかを明らかにすることが重要です。
- この計画における関係機関とは、自治町会、民生委員児童委員*協議会、地域の福祉施設、サービス提供団体、ボランティアグループ、NPO*、社会福祉協議会など地域にある様々な福祉関係機関を意味しています。
- 区民は、生活上の困りごと（課題）がある時には、自らあるいは家族等とともに解決を図りますが、中には家庭内では解決できない課題もあります。
- 隣近所や近隣の区民は、このような課題について自分たちのできる範囲内でなんとか解決しようと努力をします。また、隣近所は、本人や家族が自ら発信しない、あるいは発信できない、声なき困りごと（潜在的なニーズ）を顕在化させるという役割も持っています。
- 隣近所が解決できる範囲を超える課題については、もう少し広い範囲の地域区民や自治町会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会などの関係機関に相談して解決を図ります。相談を受けた関係機関はそれぞれの力を発揮し、互いに連携・協働して地域における生活課題・地域課題の解決に取り組みます。また、関係機関は、区民ニーズを汲み上げる機能・区民の活動する場を提供する機能も併せ持っています。
- 困りごとの中には関係機関の力だけでは解決することが難しいものや、公的な福祉サービスなどが用意されているものもあります。このよう

※民生委員児童委員

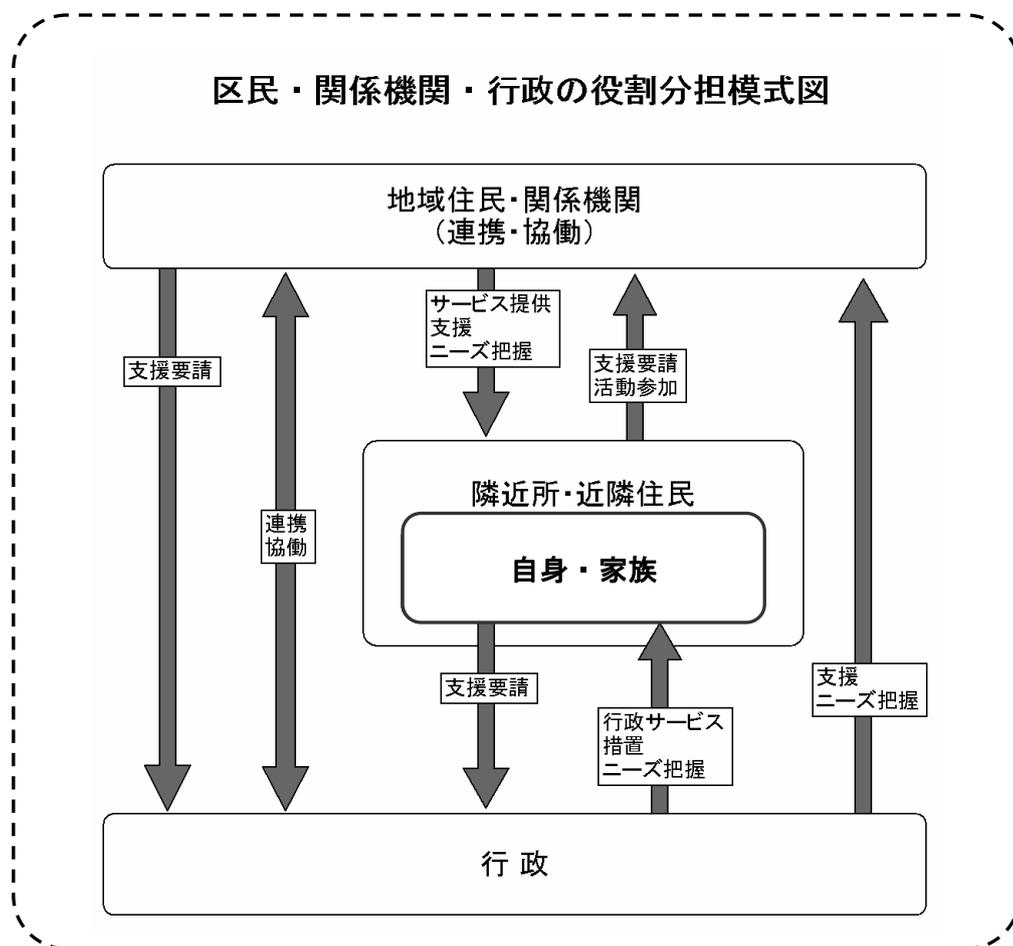
民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、地域の中で福祉全般にわたり無報酬で相談や支援を行っています。区内では、現在 387 人の民生委員児童委員が活動しています。

※NPO

NPOとは Non-Profit Organization の略で、「民間非営利団体」と訳されます。営利を目的とせず、利益の再分配を行わない組織・団体一般を示します。また、特定の公益的・非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人をNPO法人といいます。

な場合には、行政（区）が介護保険などの公的福祉サービスを提供する、生活保護を適用するなどの措置をとります。また、行政は、関係機関への活動支援を行うという機能・区民ニーズを汲み上げるという機能も併せ持っています。

- 関係機関の一つである社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への区民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」「そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行う団体と位置づけられています（社会福祉法第 109 条 ⇒28 ページ）。
- 葛飾区社会福祉協議会は、地域福祉の推進という目標を葛飾区民と共有し、区民とともに社会福祉事業を先駆的に立案・実施する役割を担うとともに、地域福祉推進のための様々な活動等を支援する役割などを担っています。



3 計画の策定方法

—どのような方法で進めたのか—

(1) 社会福祉協議会が事務局となって区民に呼びかけ

- 葛飾区社会福祉協議会は、区民と協働して「ともに支えあい・たすけあう」地域福祉社会の実現をめざす社会福祉法人です。葛飾区と連携し、社会的支援が必要な方々への福祉活動や事業を50年以上にわたって推進しています。
- この計画は、区民・関係機関・区関係者の方々が大勢参画し、葛飾区社会福祉協議会が事務局となり、とりまとめを行いました。

(2) 区民が参画して検討

- 公募区民、関係機関・団体の代表、ボランティア代表、区関係者、社会福祉協議会関係者などから構成される「葛飾区地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、この委員会において計画策定に向けた検討を行いました（⇒73 ページ）。
- また、この策定委員会のもとに「葛飾区地域福祉活動計画作業委員会」を設置し、具体的な計画内容等の検討を進めました（⇒74 ページ）。

(3) 計画を策定するための取り組み

- 活動計画の策定にあたり、区民や関係者の要望等の把握、地域の実態や課題の把握等を随時行いました（次ページ①～⑤）。
- 得られたデータは、作成の検討過程や活動計画の中において活用しています。

①区民意識調査による現状及び課題の把握

目的：福祉活動等に関する区民の意識や意向を把握する
対象者：20歳以上の葛飾区民
対象者数：2,000人
抽出元及び抽出日：平成18年2月1日現在の住民基本台帳をもとに抽出
抽出方法：無作為抽出
調査方法：本人宛に郵送配布、郵送回収
調査期間：平成18年3月30日～4月25日
回収数及び回収率：対象者数2,000人
：有効回収数759人
：有効回収率38.0%
報告書：「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査報告書」（平成18年7月）

②統計データからみた葛飾区における地域の現状と課題の把握

目的：統計資料を活用して地域課題及び特性を把握する
活用統計書：葛飾区統計書（平成12年度～17年度）
葛飾区ひとり暮らし高齢者実態調査（平成17年度）
葛飾区世論調査（平成16年7月～8月実施）
葛飾区の現況（平成12年度～17年度）
葛飾区住民基本台帳（平成12年度～17年度）
平成12年度国勢調査
東京都事業所・企業統計調査報告（平成16年度）
東京都総務局統計部「人口の動き」（平成17年度）
東京都精神保健福祉の動向（平成17年度）

③地区福祉協力委員の意見収集の実施

目的：地域福祉活動及び活動計画に対する地区福祉協力委員の意見を把握する
対象者：地区福祉協力委員全員
調査期間：平成18年7月～8月

④ホームページによる情報提供及び意見公募の実施

目 的：地域福祉活動計画策定に関するホームページを作成・公開し、広く周知を図るとともに、意見収集を行う

公開開始：平成 18 年 10 月

公開内容：「地域福祉活動計画とは」「計画策定の方法とスケジュール」「策定委員会等の議事要旨」「計画策定のための各種調査の実施」「意見募集」など

⑤区民からの意見公募の実施

目 的：葛飾区地域福祉活動計画素案に対する区民の意見を広く収集する

実施時期：平成 19 年 2 月

閲覧場所：社会福祉協議会、区役所区政情報コーナー、区民事務所、地区センター、社協ホームページ

提出方法：電子メール、ファクス、郵送、持参

4 計画期間と評価

—いつまでの計画で、どう見直すのか—

(1) 計画期間

- 本計画の計画期間は、平成 19～平成 23 年度の 5 年間です。
- 最終目標年度である平成 23 年度を見据えて、活動等の推進に取り組みます。

(2) 評価

- 目標達成に向けた取り組みを推進するため、必要に応じて、達成の度合いを確認・評価していきます。
- 平成 22 年度（計画 4 年次）からは、この計画における最終目標を再確認・再評価し、次期計画とりまとめのための目標及び活動内容等の見直し作業を開始します。
- 計画の評価及び見直しを行うための基礎データの収集、地域課題等の積極的な把握のための各種調査を随時実施します。

